

健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成24年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率は下記のとおりとなります。

平成23年度決算に基づき算定した健全化判断比率及び資金不足比率は下表のとおり早期健全化基準(経営健全化基準)を下回りました。しかしながら、三宅村の財政状況は引き続き厳しく、より健全な財政運営に取り組んでいくこととしています。

○健全化判断比率

比率	三宅村	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	-	20.0%	35.0%
実質公債費比率	12.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	-	350.0%	

※実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担比率がないため「-(該当なし)」で表示しています。

○資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
旅客自動車運送事業会計	-	20.0%
建材事業会計	-	20.0%
簡易水道事業会計	-	20.0%

※資金不足とならなかった会計は「-(該当なし)」で表示しています。

【用語解説】

- ①実質赤字比率(じっしつあかじひりつ)
一般会計等(普通会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。
- ②連結実質赤字比率(れんけつじっしつあかじひりつ)
全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。
- ③実質公債費比率(じっしつこうさいひりつ)
一般会計等(普通会計)が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、一部事務組合への負担金や公営企業に対する繰出金のうち元利償還金相当分なども要素に加えられています。
- ④将来負担比率(しょうらいふたんひりつ)
地方債の残高をはじめ一般会計等(普通会計)が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。
- ⑤資金不足比率(しきんふそくひりつ)
公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。
- ⑥標準財政規模(ひょうじゅんざいせいきぼ)
自治体が標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模。